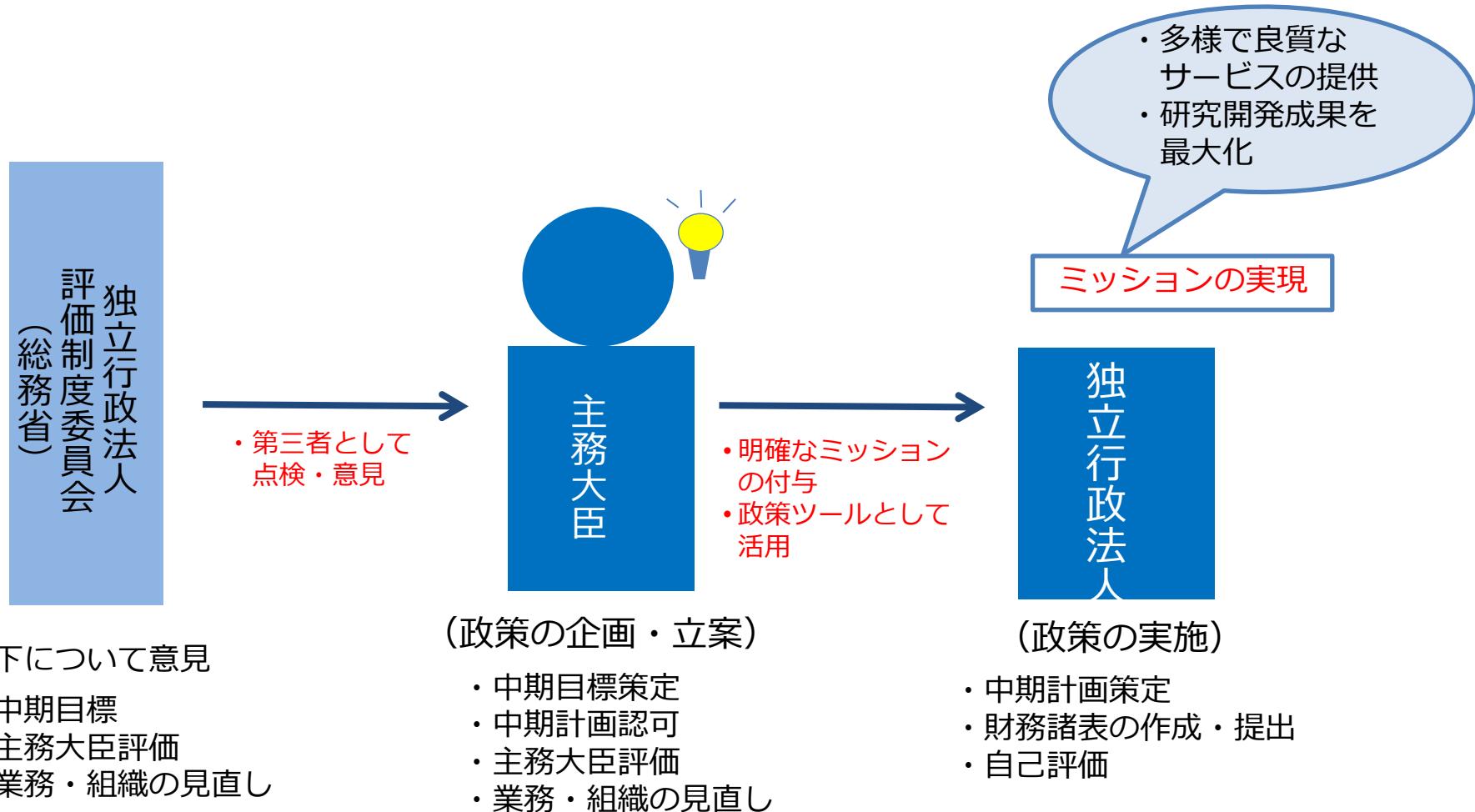


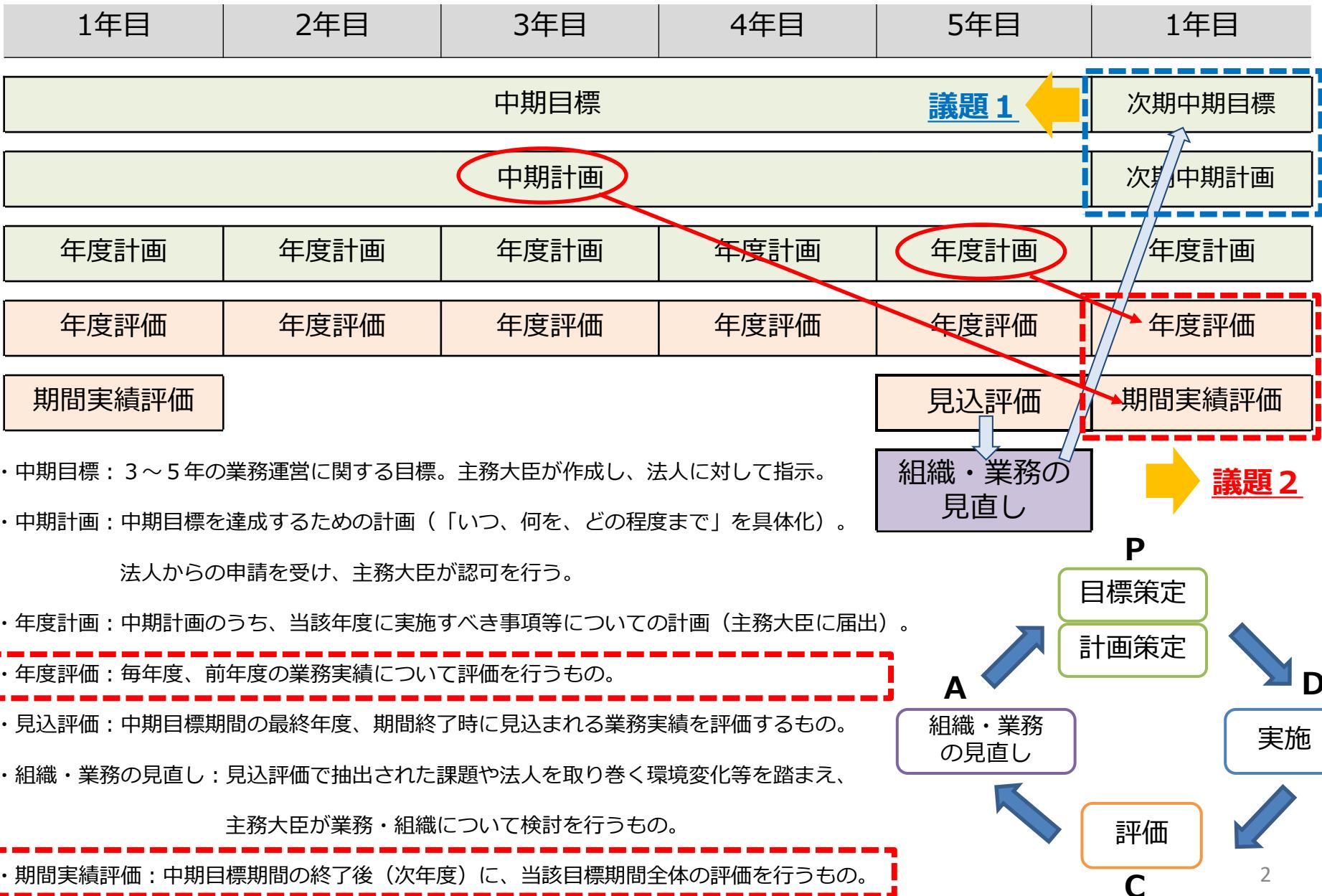
独立行政法人業績評価の考え方 及び本日の流れ

独立行政法人制度の主な仕組み

政策実施機能の最大化に向けて、業務の質・効率性の向上、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図るべく、以下の仕組みが独立行政法人通則法に規定。



独立行政法人の評価の仕組み



評価の流れ

- ① 所管課は、日本学生支援機構（機構）から提出された業務実績自己評価書に基づき、業務の実績及び自己評価について把握し、機構からのヒアリング等を実施の上、「項目別評定」及び「総合評定」をそれぞれ策定。
- ② さらに、所管課において外部有識者からの助言を踏まえた評価を実施。（助言内容をどのように加味したかについて評価書に記録として残す。）
- ③ 文部科学大臣が機構の評価を決定。

＜参考＞

文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成27年6月30日文部科学大臣決定）（抜粋）

【2. 基準を策定する目的及び策定の基本的考え方】

本基準は以下の考え方の下に策定されたものであり、これに基づき評価を実施する。

- (1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において、法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行う。
- (2) 主務大臣の下でのP D C Aサイクルを十分に機能させるという制度改正の趣旨を踏まえ、法人の業務実績評価（独立行政法人評価制度委員会や政独委が指摘した事項を含む。）に加え、関連する国の政策評価、行政事業レビュー及び行政評価・監視の結果を活用して評価する。
- (3) 評価は、評価単位に合わせて行う項目別評定と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。
- (4) 、(5) (略)
- (6) 評価に当たっては、独立行政法人制度創設の趣旨を踏まえ各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持ち、その業務がどれほどの投入資源を費やしているかについて業務の成果・効果と対比して評価する。
- (7) (略)
- (8) 評価に当たっては、法人が通則法第32条第2項、(中略)に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を活用して評価する。
- (9) 、(10) 、(11) (略)

本日の議論の進め方

議題 1

「独立行政法人日本学生支援機構の新たな中期目標及び中期計画（報告）」

- ①学生支援課から、新たな中期目標の概要等について説明（5分）
- ②新たな中期目標や新たな中期計画についての質疑応答（5分）

議題 2－1.

「令和5年度及び第4期中期目標期間の業務実績・自己評価に関する日本学生支援機構からのヒアリング」

- ①機構から、業務実績及び法人としての自己評価を説明（20分）
- ②業務実績の詳細や、自己評価の考え方等について質疑応答（20分）

※大臣評価案についての議論は次の議題で行います。大臣評価案の考え方等についてのご質問やご意見はその際にお願いします。

※機構の手元には、大臣評価欄は空欄としている資料5－1、資料5－2もあります。評価書中の業務実績について詳細を確認頂くことも可能です。

※次の議題では機構は退出となります。業務実績の詳細や機構の自己評価の考え方等についてはこの時間でご確認下さい。

議題 2－2

「令和5年度実績評価及び中期目標期間の実績評価に関する大臣評価（案）」

- ①学生支援課から、大臣評価の事務局案を説明（10分）
- ②大臣評価の事務局案について議論（25分）

評価書の作成（項目別評定）

- 原則として、S、A、B、C、Dの5段階的の標語を付すことにより行う。
- 「B」を標準とする。各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおり。

S	中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
A	中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
B	中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

- 「業務運営の効率化に関する事項」及び「財務内容の改善に関する事項」等のうち、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能。

S	—
A	難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
B	目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）
C	目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）
D	目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

評価書の作成（総合評定）

- 原則として、S、A、B、C、Dの5段階的の標語を付すことにより行う。
- 「B」を標準とする。各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおり。

S	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の顕著な進捗が認められるため。
A	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。
B	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。
C	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた業務を実施できていない点が認められるため。
D	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた業務を実施できておらず、抜本的な改善が求められる点が認められるため。

今年度の評価スケジュールについて

6月下旬	法人から自己評価書を受領
6月下旬 ～7月17日	法人の自己評価書をもとに、所管課にて大臣評価原案作成
7月17日 ～7月22日	有識者による評価原案の御確認
<u>7月29日</u>	<u>令和6年度有識者会合</u>
8月上旬	有識者会合でのご議論を踏まえて評価案の調整 ※主査の御意見を賜りつつ評価書の確定。(場合によっては書面審議にて各委員の先生方に御確認を依頼。)
～8月中旬	省内取りまとめと調整のうえ、評価書確定
8月末	評価書を総務省に提出、HPにて公表

<参考>独立行政法人通則法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第32条 **中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。**

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 **当該事業年度における業務の実績**
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 **当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績**

- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 **当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績**

2 **中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。**

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 **主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。**この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

5 (略)

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第28回独立行政法人評価制度委員会（令和2年12月）での樋谷評価部会長発言

- ・「独立行政法人の評価に関する指針」においては、「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。」とされている。

このため、主務大臣が、感染症によって予定していた業務が実施できなかつたと認める場合には、評定において考慮いただくとともに、感染症が業務運営に与えた影響等の分析結果を評価書に具体的に記載いただきたい。

- ・特に、感染症の影響下でも、法人が、その使命を着実に果たしていくために工夫を凝らした、ポストコロナに向けた具体的な計画を策定したといった積極的な取組を行った場合には、役職員のモチベーション向上の観点からも、こうした取組を的確に評価することが重要である。そのような取組についても丁寧に把握し、評定において考慮いただくとともに、その根拠を具体的に記載していただきたい。